



# 犬の飼い主さんへ お願いいたします

## 🐾 登録をしましょう！

犬を飼い始めたら、お近くの区福祉保健センター生活衛生課で登録をしてください。

☆狂犬病予防法（第4条）で定められています。

## 🐾 年に1回、狂犬病予防注射を受けましょう！

毎年4月から6月は狂犬病予防注射の接種期間です。

動物病院または集合注射会場で受けましょう。

☆狂犬病予防法（第5条）で定められています。

## 🐾 鑑札・注射済票を首輪につけましょう！

犬を登録すると、鑑札が交付されます。

また、毎年狂犬病予防注射を受け、注射済票の交付を受けましょう。

鑑札や注射済票の番号で飼い主さんを

特定することができますので、

必ず首輪につけておきましょう。

☆狂犬病予防法（第4条、第5条）で

定められています。

鑑札



注射済票



※年度ごとに  
色が異なります。



## 🐾 フンは持ち帰りましょう！

外で排泄してしまった場合は、おしっこは水で流し、フンは持ち帰りましょう。

おうちでトイレをすませるようにすると、お散歩も楽になります。

☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（第7条）で定められています。

## 🐾 ご近所迷惑にならないように飼いましょう！

鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。

普段からしつけをしておくこと、災害等のいざという時にも安心です。

## 放し飼いはやめましょう！

放し飼いは迷子や事故の原因になります。

もしも飼い犬が人をかんでしまった時は、区福祉保健センター生活衛生課に届け出てください。

☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（第7条、第9条）で定められています。

## もしも迷子になってしまったら…

すぐに動物愛護センターや、近くの区福祉保健センター生活衛生課、警察署にお問い合わせください。

## 迷子にさせないために…

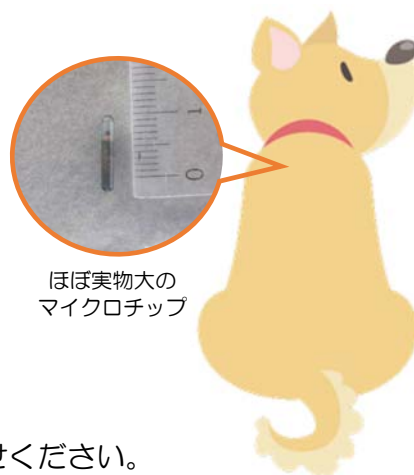
首輪には住所・氏名・電話番号の記載された迷子札、鑑札・注射済票をつけておきましょう。

令和4年6月からマイクロチップの装着が飼い主の努力義務になります。

なお、すでにマイクロチップを装着している犬を飼い始めた場合は、登録情報を新しい飼い主のものに変更しなければいけません。

横浜市ではマイクロチップ装着費用の一部補助を行っていますので、ぜひ装着しておきましょう。

※補助の詳細については、動物愛護センターまでお問い合わせください。



### 各区 福祉保健センター 生活衛生課 お問い合わせ先

鶴見	510-1845	保土ヶ谷	334-6363	青葉	978-2465
神奈川	411-7143	旭	954-6168	都筑	948-2358
西	320-8445	磯子	750-2452	戸塚	866-8476
中	224-8339	金沢	788-7873	栄	894-6967
南	341-1192	港北	540-2373	泉	800-2451
港南	847-8445	緑	930-2368	瀬谷	367-5751

### 横浜市動物愛護センター

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4

Tel:045-471-2111 Fax:045-471-2133

平成27年12月 発行／令和3年11月 改訂